




頭頸部悪性腫瘍登録における施設毎の登録症例数確認についての覚書

日本頭頸部癌学会頭頸部悪性腫瘍登録における施設毎の登録症例数を、日本頭頸部外科学会頭頸部がん専門医制度委員会で確認する件に関して、日本頭頸部癌学会（以下「甲」という）と日本頭頸部外科学会（以下「乙」という）は、次のとおり合意した。

1. 乙における頭頸部がん専門医制度の認定施設では、甲で行われている頭頸部悪性腫瘍全国登録調査に参加することを義務付けられている。認定施設にもかかわらず症例登録を行っていない施設には、認定の保留や取り消しが検討されることになる。その判定を乙に属する頭頸部がん専門医制度委員会で相違なく行うためには、頭頸部悪性腫瘍登録における施設毎の登録症例数を確認することが必要である。
2. 乙における頭頸部がん専門医制度において、甲で行われている頭頸部悪性腫瘍全国登録調査に参加することを義務付けていることは、甲としても、悪性腫瘍登録事業を推進することになる観点から、協力的な対応を取ることが望ましいと考える。
3. 上記の事項より、甲は乙からの要請があった場合、必要な情報を提供することとする。
4. ただし、本情報はあくまでも乙における頭頸部がん専門医制度の運営に利用するためのものであり、乙においてはそのために必要な該当施設の施設登録の有無と登録症例数の確認を行うものとし、それ以外の目的で、提供された情報を利用することはしない。

平成 27 年 11 月 20 日

甲	日本頭頸部癌学会	理事長	<u>林 隆一</u>	
	同 悪性腫瘍登録委員会	委員長	<u>中溝 宗永</u>	
乙	日本頭頸部外科学会	理事長	<u>北野 博七</u>	
	同 頭頸部がん専門医制度委員会	委員長	<u>吉本 世一</u>	